

# 「時」の法令

——前漢月令攷——

## はじめに

月令は、天子より下される月ごとの政令である。月令の起源となる時令思想は、古くから『詩経』などの典籍史料に断片的にみえ、時代をおって発展してきた様子を窺うことができる。鄭玄が、月令は十二ヶ月の政令であると述べているように、後漢では、月令とは、天子が明堂において発する月ごとの政令であるとの認識がみられる<sup>(1)</sup>。

『管子』四時篇には、「令には時あり」との言葉があり、唐の房玄齡はこれに「王なるものは令を命ずるに必ずその時あり」との注をつけている。このことは、王すなわち為政者は、令を行うのに適した時節を配慮しなければならず、それが時に応じた「令」<sup>(2)</sup>、「時令」として認識されていたことを示している。特に『呂氏春秋』十二紀や『礼記』月令などの所謂月令書では、時令は時節ごとの準拠すべき規範であると同時に、天子の徳政と密接に関係した規範として位置づけられている<sup>(3)</sup>。

## 「時」の法令

拙稿二〇〇六では、敦煌懸泉置より出土した前漢末の壁書である『四時月令詔條』について、月令が全国に頒布されたことには、皇帝

馬 場 理 恵 子

の徳を顕示するという意味が内包されていたと考え、このことは宣帝期以降、政事において四時の序が重視された傾向に沿うものと理解できると指摘した。この『四時月令詔條』の成立には、前漢後半期に流行した明堂月令の説の影響があると考えられる。しかしながら、『四時月令詔條』の内容は四時の政令とともに細かな時祭事項をも規定していたものであり、所謂月令書にみられるような四時五行の祭祀的要素を強く示さない。明堂月令が祭祀的要素を中心としていることから考えると、『四時月令詔條』を単純に明堂月令の投影として捉えることはできないだろう<sup>(4)</sup>。

時令思想は、初期の段階では、様々な書物に断片的に記されていたものだけであったが、しだいにそれらが互いに影響しあって、十二ヶ月の体裁に集約されたと考えられている。前漢には『淮南子』に時則訓が立てられるなど、時令思想はその形を整えていき、宣帝期の明堂月令の議論を経て、成帝期には皇帝の詔勅として「四時月令」の励行が奨励されるに至る。

『四時月令詔條』でも用いられている「四時月令」という語句は、漠然とした時の決め事としての「時令」との観念ではなく、政事の規

窓 範としての月ごとの明確な規定が想定されていると考えられる。この

ことは、平帝の元始五（後五）年に発布されたとされる『四時月令詔條』の体裁が、月ごとの規定を並べるといふ月令書の体裁にのっとっていることから、「四時月令」が、特定されたある一つのまとまりを指しているとは推測できるのである。

また、月令は、月ごとの「令」として考えられるものであるが、「令」は、始皇帝の二十六（前二二）年に「令を『詔』となす」と名称が改定されているもの<sup>(5)</sup>、以降の「詔勅」と同義のものである。前漢は時令思想が流行した時期とされており、前漢期の詔勅には、時令思想との関連が窺えるものが多い。このことから、前漢末に、『四時月令詔條』という詔勅の形に託された月令が存在することは、非常に興味深い点であるといえよう。

本稿では、前漢期の詔勅と時令思想との関係について考察し、その上で前漢期の政治傾向と関連して、政事の準拠すべき規範としての「月令」が形成されていく過程について論じていきたい。

## 一 前漢の春令と詔勅

文帝即位の直後、前元元（前一八〇）年三月に、「方春和時」で始まる詔勅が出されている。

詔して曰く「春和の時にあたりて、草木群生の物みなもって自樂するあり。而してわが百姓の鰥寡孤独窮困の人あるいは死亡にちかし、而してこれを省憂するなし。民父母のためにまさにいかにせん。それこれを振貸するゆえんを議せよ。」と。また曰く、「老は帛に非ざれば暖まらず、肉に非ざれば飽かず。今歳首、時に人

をして長老を存問せず、また布帛酒肉の賜なし、まさに何をもって天下の子孫を佐けてその親を孝養せしめん。今聞くならく、吏のまさに受鬻すべきものに稟する、あるいは陳粟をもってす。あに養老の意に称せんや。具して令と為せ。」（『漢書』文帝紀）

この詔勅は、時令が政事において重視され始めたことを示す史料として、しばしば引用される。春三月、すなわち季春の月に倉粟を開放し、民の貧窮を救済することは、現在文献史料において確認できる月令書の季春の項に、

天子徳を布し恵を行ふ。有司に命じて倉廩を発して賜い、貧窮振乏を絶えさしむ。府庫を開き、幣帛を出し、天下に周くす。

（『呂氏春秋』季春紀）

とある。月令書にこうした記述があることから、天子が恩徳を布し、倉庫を開放して貧窮の民を振恤することは、古くから政治において重視されてきた事項なのだとして、前漢の政事において時令思想の影響が散見することについては注視されてこなかった。

また、尹湾漢墓より出土した木牘「集簿」は、宣帝期の史料と考えられているが、その中に「以春令成戸」との文言があり、「春令」という語彙が用いられている<sup>(6)</sup>。「春令」の語彙については、『管子』輕重己に「天子之春令」とあり、そこに春季の規定が記されている例がみられる。この『管子』の春令の規定と、文帝の「方春和時」の詔勅の規定とは類似点が多いことから、文帝期における春季の政令は、こうした時令思想の影響を受けていると考えられている。

邢義田一九九八は、春令は前漢において特に重要視された時令であり、前漢独自の月令（漢家之月令）であると指摘している。それに対

し楊振紅二〇〇四は、漢の月令は常に調整改変され、時には現実の需要にあわせて形成されたものである、という邢氏の考えには賛同しつつも、春令が漢家独特の月令であるとの解釈には疑問を呈している。<sup>(7)</sup> 楊氏は、春令とは『管子』にも例がある古くからの時令思想にもとづくものであるとし、文帝期の詔勅もそうした古来よりの春令の思想に依るところが大きいと指摘する。そうした観点から、楊氏は、文帝期に行われた鰥寡孤獨窮困の救済、籍田儀礼、勸民種樹、孝悌力田などはすべて春令に基づいた月令行事であるという見解を示している。

文帝期のこうした詔勅は、確かに春季に集中している。その内容も、楊氏が指摘するように時令思想の内容と合致することから、これら文帝期の詔勅の背景に時令思想が意識されていたことは、ある程度疑いないだろう。<sup>(8)</sup>

しかしながら、文帝期は、広く徳治が行われ、漢王朝を安定に導いた治世として知られているように、こうした詔勅は、従来、文帝の徳治政策の一つ、所謂勸農政策として捉えられている。文帝の前元十二(前一六八)年には、

詔して曰く「道民の路、本を務むるにあり。朕みずから天下の農を率いて、今において十年、而して野、辟を加えず、歳、一に登らず、民、飢食あり。これこれに従事することお寡なくして、吏いまだ務を加えざるなり。われ詔書たびたび下し、歳ごとに民に種樹せんことを勸むるも、功いまだ興らず。これ吏、わが詔を奉じて勤めず、而して民を勸むること不明なればなり。まさにわが農民甚だ苦しまんとするに、吏、これを省みるなし。まさになにをもつてこれを勧めんか。それ農民に今年の租税の半を賜え」。

〔漢書〕文帝紀

といった詔勅がみられるが、これは、鼂錯が国の食料の貯蓄がなれば、民の租税を全免すべきであると進言したことを受けてのものである。<sup>(9)</sup> この翌年(前一六七年)には、実際に租税の全免が行われている。<sup>(10)</sup> 鼂錯の上奏は、一貫して辺境守備、国力増強を主眼として国庫の増強⇨貯蓄の重要性を説いたものであり、そうした視点からの勸農の政策提言であったと考えられる。ゆえに、この詔勅も文帝期の勸農政策の一つとして捉えられてきた。

ところが一方で、この詔勅には、「親率天下農」、「勸民種樹」といった語句が用いられている。これらの語句は、時令思想の影響を示す要素でもあることから、楊氏はこれらの語句の使用を根拠として、この詔勅を春令に基づいた月令行事の一つとして位置づけている。<sup>(11)</sup> この楊氏の見解は、つまり、この詔勅は、勸農政策の一環として出されたものであると同時に、時令思想の觀念にのっとった月ごとの行事としての側面も備えているとするものである。

では、実際、この文帝期の事例は、楊氏が指摘するような行事化された時令として、政事において機能していたものと考えることができるのであるか。

文帝の後元六(前一五八)年夏四月の詔勅では、

諸侯をして入貢せしむるなかれ。山沢を弛めよ。諸服の御を減ぜよ。郎吏の員を損え。倉庾を発してもつて民に振え。

〔漢書〕文帝紀

と、孟夏の四月に山沢の禁が解かれている。ところが、時令思想からいえば、春夏期はまだ万物生長の時期であり、その觀念にそぐわな

窓い。また、行政規定においても、例えば睡虎地秦簡田律では、山沢の

禁は春夏が終わるまでと規定されている。<sup>(12)</sup>ここで、文帝が「山沢を弛

めよ」と敢えて言及しているのは、こうした山沢の禁に関する禁止期間が、行政規定としてある程度定着していたからであろう。このように、文帝期の勸農に関する詔勅において、敢えて時令に反した詔勅がみられることから、文帝期の勸農政策が、時令の遵守をその動機としていないことが窺われる。換言すれば、文帝期には、時令思想が、政事において遵守すべき規範とはなり得ていなかったことを示唆していると考えられよう。

さらにいえば、春季の時令は『管子』軽重己に「天子之春令」などの例があり、天子が行うべき政令として古くから存在するとされているが、金谷一九八三は、『管子』軽重己の内容は、「かなり整備された一般的な時令が背景にある」とし、その成立を十二紀よりも新しく、漢初頃と考えられるのではないかと指摘している。<sup>(13)</sup>また、『管子』四時篇については、その内容を序段、本文、後段に分けることができるとし、そのうち「令に時あり」「ただ聖人のみ四時を知る」などの文言がみられる序段及び刑徳論が展開される後段は、本文の一般的な時令とは別に成立したものであると考え、その成立を戦国末から秦漢の頃としている。このことから、「天子之春令」との概念自体、それほど古い概念ではないことが推測される。

「天子之春令」の語がみえる『管子』軽重己では、春季の規定を「春令」、夏季の規定を「夏禁」、秋季の規定を「秋計」、冬季の規定を「冬禁」としている。<sup>(14)</sup>これはつまり、「春令」という語彙が、時禁もしくは「春季の教訓」の意味の域を出ないものであったことを示し

ている。それはこうした四時の時令が、皇帝の行うべき月ごとの行事として行事化されていなかったことを示唆しているのではないか。<sup>(15)</sup>

前漢は時令思想が流行した時期とされているが、以上のことから考えれば、前漢期のこうした詔勅について、単純に現存の月令書の体裁にそって行われた政令として捉えることはできないだろう。

## 二 勸農桑の象徴化

春季に民に恩徳を施すという政策は、高帝期より行われている。<sup>(16)</sup>しかし、その上で文帝期が時令が政事に反映された時期として強調されるのは、文帝期の詔勅が、後の皇帝の詔勅の原型となっているからである。

例えば、景帝の後元三（前一四一）年春正月には、次のような詔勅が出されている。

三年春正月、詔して曰く「農は天下の本なり。…それ郡国をして務めて農桑を勧めしめ、益々種樹せしめ、衣食物をうべし。…」

（『漢書』景帝紀）

「勸農桑」「種樹」の語句がみえるように、これは前章で挙げた文帝前元十二年の詔勅の「勸種樹」、及び文帝期に行われた籍田親耕・皇后親桑を原型としていられると考えられる。<sup>(17)</sup>

文帝期に行われた籍田親耕に関する詔勅は、文帝前元二（前一七九）年正月に発布されており、また、前元十三（前一六七）年二月には、籍田親耕及び皇后親桑が共に行われている。<sup>(18)</sup>籍田親耕の行事は、月令書に、

この月や、天子乃ち元日をもって穀を上帝に祈る。乃ち元辰をえ

らび、天子みずから耒耜を戴せ、これにおいて、保介の御の間に  
参し、三公九卿諸侯大夫を率いて、みずから帝の籍田を耕す。天  
子三たび推し、三公五たび推し、卿諸侯大夫九たび推す。帰っ  
て、爵を太寝に執る。三公九卿諸侯大夫みな御す。命して「勞  
酒」という。  
〔呂氏春秋〕孟春紀

として、孟春に行うべき行事として記されている。このことを根拠と  
して楊振紅二〇〇四は、天子の籍田親耕等の行事を、月令行事として  
行われたものと位置づけたのであろう。しかしながら、時令思想を根  
拠として、政事において月令行事が行われていたとするならば、「天  
子が四時に応じた政令を下す」という時令思想の観念は、どの程度、  
直接の背景として影響しているのであろう。

文帝前元二年に出された籍田親耕の詔勅は、賈誼の上奏を受けて出  
されたものである。<sup>(19)</sup>この賈誼の上奏は、その冒頭に『管子』の「倉廩  
みちて礼節を知る」の言葉が引かれているように、<sup>(20)</sup>穀物の蓄積が国力  
の要となるのだという主張のもとで勸農が進言されており、<sup>(21)</sup>月令書の  
概念とは直結しない。

天子の籍田親耕に關しての史料は、『呂氏春秋』上農篇に后稷の言  
葉としてみえる。<sup>(22)</sup>上農篇では、全体として農時を妨げてはいけないとい  
うことが主張されており、后稷の言葉は、男女がそれぞれ耕桑を務  
めとすることが、根本的な教化であることを示す事例として示され  
る。この男女の務めに關しては、賈誼の上奏中でも触れられているこ  
とから、<sup>(23)</sup>籍田の詔勅には、こうした教化的な意味をも含まれていたこ  
とが窺える。<sup>(24)</sup>

つまり、この賈誼の上奏に沿って行われた文帝期の籍田親耕及び皇

后親蚕は、皇帝皇后みずからが天下に「務農桑」の行為を体現してみ  
せる象徴的行為として考えることができるのである。そして、それが  
行われた動機は、「天子が四時に応じた政令を下す」という時令思想  
の観念を直接の根拠としているのではなく、「勸農桑」という行為自  
体にあったといえよう。

文帝期の勸農政策の評価については、景帝の即位直後の詔勅に、次  
のようにある。

詔して曰く「蓋し聞くならく、いにしえ祖に功ありて宗に徳あ  
り、礼楽を制するにおのおの由あり。…孝文皇帝、天下に臨み、  
閔梁を通し、遠方を異とせず。誹謗を除き、肉刑を去り、長老を  
賞賜し、孤独を収恤し、もって群生を遂ぐ。…朕すでに敏なら  
ず、識勝るあたわず。これみな上世の及ばざるところにして、孝  
文皇帝みずからこれを行う。」  
〔漢書〕景帝紀

このように、文帝の治世についての評価において、閔梁を開通し、  
長老や孤独に対しても適切な対応を行ったことよって、民衆の生命  
の保護を文帝みずからが率先したことが挙げられている。ここで「孝  
文皇帝みずからこれを行う」とあるのは、文帝が詔勅によってそれら  
を實踐したことをいっているのであろう。

この文帝の治世の評価として挙げられている閔梁の整備、養老や貧  
困に対する救済は、文帝期の詔勅の内容と合致している。このことか  
ら、こうした文帝期の勸農に關する詔勅がその後、漢家にとって一  
つの模範であり、基準となる詔勅となっていたと考えられるのである。

また、文帝前元二年の籍田親耕の詔勅には、「農は天下の本なり」  
という語句がみられる。この語句はその後の皇帝の詔勅でも用いられ

窓  
ており、このことから文帝期の勸農が前漢皇帝の政事における一つの

指針となっていることが窺われる。しかしながら、こうした文帝期の勸農を例とした詔勅において、しだいにその勸農の意味に変化が生じてくる。<sup>(25)</sup>

宣帝の本始四年春正月に出された詔勅には、「農は興徳の本なり」とあり、「興徳」という言葉が用いられている。<sup>(26)</sup> ここまでみてきたように、文帝期における勸農は、現実的側面の強い農業推進政策として考えられるものであり、春季が特に重視されたのは、農業を行う時期であったということが大きい。また、その思想的動機などを考えてみると、勸農と富国強兵とを関連づける法家の思想との関係が想起される。<sup>(27)</sup> そうした点から、宣帝の「農は興徳の本なり」の言葉をみると、ここにおける「農」とは、皇帝の徳を盛んにする根本として位置づけられており、文帝期の勸農とは少し趣を異にしているといえよう。それは春季における勸農の詔勅が文帝期の勸農の意味を失い、皇帝の徳を示す象徴的行為としての意味を強めていったことを示唆していると考えられるのである。<sup>(28)</sup>

元帝の建昭五（前三四）年には、文帝の「方春和時」と同様「方春」で始まる詔勅が出されている。

（建昭）五年春三月、…又曰く、「春にあたりて農桑興る、百姓勦力自尽の時なり。ゆえにこの月や、農を勞し民を勸めて、時に後れせしむるなかれ。」  
（『漢書』元帝紀）

この詔勅では、春季＝農業従事の時期ということが焦点になっている。また「この月や、農を勞し民を勸めて、時に後れせしむるなかれ」とあるように、春三月は民に農業を勧める月であり、この農時を

逃してはならないとしている。これは、文帝の「方春和時」の詔勅に倣って、三月に勸農の詔勅を出しているものと考えられることから、この詔勅には月ごとに応じた政令という概念が窺われる。<sup>(29)</sup> しかしながら、所謂月令書には、王が農事を布告することは孟春の項に記されており、この詔勅の三月という時候と合わない。<sup>(30)</sup>

前漢後半期には、皇帝の徳を示すものとして、政事において四時の序が適正に行われることを重視する傾向がみられようになる。そうした傾向の中で、成帝陽朔二（前二三）年に「それ務めて四時月令に順え」との詔勅が出されたように、皇帝が四時の序を保つために依るべき政令として、「月令」の遵守が為政者に求められることとなる。<sup>(31)</sup>

従来、この前漢末の「四時月令」については、現存の月令書との関連から言及されるだけであった。しかし、文帝期の事例は、時事に応じた政令を行うという点では、所謂月令書の時令思想と合致するが、先述したように、その行事が行われる季節は、文帝期の例を踏襲しており、<sup>(32)</sup> 月令書の体裁と合わない。このことは、前漢末に施行された「四時月令」が、政事においてどのような位置にあったことを示唆しているであろうか。

### 三 法令としての月令の確立

前章までの考察で、元帝の詔勅が、春季は農耕を民に勧める時期であるとして、時期に応じた政令を出すことに重点が置かれていたように、しだいに「春季に勸農の令を出す」という行為が形式化していった状況を窺うことができた。さらに前漢末には、「春令」という特定の時期の政令が重視されるのではなく、月ごとの政令として

「月令」が重視される傾向がみられるようになる。

王莽の地皇三（後二二）年四月には、民が草木を煮詰めて食すまで困窮しているという状況を憂い、次のような打開策が出されている。

莽、書を下して曰く「おもえらく民困乏し、諸倉を溥開しもつてこれを賑贍すといえども、なお恐るらくは未だ足らざらんことを。それまさに天下山沢の防を開き、もろもろよく山沢の物を採取せんとして月令に順うものは、それただちにこれをゆるし、出税せしむるなかれ。」  
〔漢書〕王莽伝下）

「月令に順うものは、それただちにこれをゆるす」とあることから、これは月ごとに規定された「月令」が政事の判断の基準として機能していたことを意味しているといえよう。

こうした元帝の「方春」の詔勅、成帝の「四時月令」の詔勅、及び上記の王莽期の史料は、前漢の政事において、月ごとの政令が現実的に適用性をもった法令として機能していく情況を示唆しているとはいえないだろうか。

## 「時」の法令

第一章冒頭で挙げた文帝前元元年の「方春和時」の詔勅は、春三月に皇帝が勸農を天下に示すという体例を作った詔勅であるが、さらにこの詔勅が前漢の政事において一つの模範とされたのには、詔勅末尾に「具為令」の文言があることが関係してこよう。「具為令」などの著令文言は、皇帝の詔に令としての性格を付与する法制用語であり、立法化を意味する文言であるとされている。<sup>33)</sup> 富谷二〇〇〇では、例えば、「著為定法」といった表現は、「既存の成文法に付加する」ということではなくして、「いままで判例でしかなかった法を成文法として明確にする」という意味があると指摘している。こうした視点から

すると、文帝元年の「方春和時」の詔勅における「具為令」の文言は、この「令」を遵守すべき法令として位置づける役割を果たしていると考えられよう。

また、同様に「具為令」の文言が付され、時を考慮した法令として考えられる詔勅として、宣帝元康三（前六三）年六月の詔勅が挙げられる。

詔して曰く「前年の夏、神爵、雍に集まり、今春、五色鳥の萬をもって数うるもの属県に飛ぶ、翱翔として而して舞って集まらんと欲するもいまだ下らず。それ三輔に令して、春夏をもって巢を摘し卵を探し、飛鳥を弾射すをうることなかれ。具して令と為せ。」  
〔漢書〕宣帝紀）

六月季夏は春夏の最後の候にあたる。時令思想において、春夏は生物が育生される時期であるから、山沢の管理が徹底される。飛鳥の庇護は、こうした時令思想にみられる山沢管理の一環として捉えることができるだろう。

このように皇帝の詔勅を基として、時事に応じた政令が成文化されていく例をみることができる。これらの政令は、例えば、元帝の「方春」の詔勅にあるような、月ごとの法令といった概念を形成していく礎となったと考えられる。成帝期の詔勅にみられた「四時月令」とは、こうした皇帝の詔勅を基として成文化された「令」を根拠として、しだいに時事に応じた政事が求められる風潮の中で、実際に政事において機能する「時の法令」として形成されたものと考えられるのではないだろうか。

冒頭で挙げた文帝元年の詔勅における「方春和時」の文言は、後漢

窓 章帝の建初元（後七六）年春正月に、「方春東作」で始まる詔勅がみられることから、文帝期の詔勅の例が、後漢にも影響を与えていることが窺われる。<sup>(34)</sup>しかしながら、その時期は、春正月、すなわち孟春の時期に行われており、時政の基準として十二月令の規定が重んじられている。

例えば、後漢、章帝の章和元（後八七）年には、月令を政策の範例として引用している事例がある。<sup>(35)</sup>

秋、令「この月や、老を養い、几杖を授け、糜粥飯食を行う」と。  
〔後漢書〕（肅宗章帝紀）

ここで「秋令」とあるのは、秋の令＝秋の月令との意味と考えられ、このことは、天子によって下される月ごとに定められた政令が存在していたことを示唆しているといえよう。それは、『管子』の「天子之春令」のような、時の教訓」といったゆるやかな規則ではなく、天子によって下される月ごとの政令を成文化した、時の法令」としての月令の認識が確立していたことを表しているのである。

### おわりに

以上、漢初の政事においては、時の教訓」としての拘束力しかもたなかった時令思想が、文帝期の詔勅を例として皇帝の詔勅と密接に関わっていったことにより、皇帝によって定められた月ごとの法令との性質をもつ「月令」として形成されていった過程について考察してきた。

文帝期の勅農に関する詔勅では、天子が四時の時政に応じた政令を發布するという時令思想の理論は、補完的な役割しか果たしていなか

った。ところが、文帝の「方春和時」の詔勅が、準拠するべき法令として成文化されたことにより、春季の法令が時候に応じて行われる法令として踏襲されることとなる。宣帝期以降、四時の序に応じた政事が求められていく風潮の中で、宣帝の元康三（前六三）年の詔勅のように、時候に応じた政令が意識されていたことにより、本来は、皇帝が定めた法令として重視されていたものが、しだいに時候に応じた政令であることを重視する方向へと政事における関心が転換していったと考えられる。このことは、宣帝期以降、政事において「主四時」という行為が重視されていたこととも無関係ではない。

このことから、前漢末に政事の規範として挙げられていた「四時月令」とは、こうした皇帝によって定められた法令としての性質と、四時の序にのっとって月ごとに行うべき政令としての性質とを併せ持った法令であったと考えられよう。

また、元始五（後五）年に發布された『四時月令詔條』は、その月ごとの規定がほぼ『礼記』月令など月令書の内容と一致する体裁をとっている。これは『四時月令詔條』が、経学的見地から集約され、再構成された背景をもつことに起因していることが指摘されている。<sup>(36)</sup>後漢の政事で用いられる月令が、現存の月令書で確認できる十二月令の規定に準拠しているのには、この『四時月令詔條』の存在の影響が大きいといえよう。なぜならば、『四時月令詔條』は、特定の時候のみでなく、十二ヶ月ごとの政令を全て規定し、それを詔勅として発布したものである。つまりそれは、皇帝によって定められた成文化した法令としての性質を備えた月令が、この時に形成されたことを意味しているのである。そうした点において、『四時月令詔條』は、天子によ



って下される月ごとの政令としての「月令」との概念を定着させたといえるだろう。

以上のことから、漢代における月令とは、「令」としての意味も兼ね備えた法令であったと考えられる。つまり換言すれば、皇帝の命令としての「令」を基としていたからこそ、漢代の月令は、天子の政令として機能することができたといえよう。

「時」の教訓が「時」の法令として成文化されたもの、それが政事において天子の政令として機能することができた漢代の「月令」なのである。

〈引用文献〉

【日文】

- 上田早苗 一九八三 『月令』と後漢社会―救恤をめぐって― 『中国士大夫階級と地域社会との関係についての総合的研究』 昭和五七年度科学研究費補助金総合研究(A)研究成果報告書
- 大庭 脩 一九八二 『漢代制詔の形態』、『秦漢法制史の研究』所収
- 金谷 治 一九八三 『管子』中にみえる時令思想 『集刊東洋学』五〇
- 金子修一 二〇〇六 『中国古代皇帝祭祀の研究』 岩波書店
- 滋賀秀三 一九七七 『武威出土王杖十簡の解釈と漢令の形態―大庭脩氏の論考を讀みて―』、『中国法制史論集』 法典と刑罰所収
- 滋賀秀三 二〇〇三 『法典編纂の歴史』、(同上)
- 島 邦夫 一九七一 『五行思想と禮記月令の研究』 汲古書院
- 中田 薫 一九五一 『支那における律令法系の発達について』、『法制史論集』 四所収
- 中田 薫 一九五三 『支那律令法系の発達について 補稿』、(同上)
- 富谷 至 二〇〇〇 『晋泰始令への道―第一部秦漢の律と令』、『東方学報』 七二
- 馬場理恵子 二〇〇六 『主四時』と月令―敦煌懸泉置出土『四時月令詔條』を手掛かりとして― 『日本秦漢史学会会報』 七

- 初山 明 二〇〇六 『王杖木簡再考』、『東洋史研究』 六五―一
- 宮宅 潔 一九九五 『漢令の起源とその編纂』、『中国史学』 五
- 宮宅 潔 二〇〇四 『近50年日本の秦漢時代法制史研究』、『周秦漢唐文化研究』 三
- 好並隆司 一九九四 『商君書の研究』 汲水社
- 渡辺信一郎 一九九四 『中国古代国家の思想構造―専制国家とイデオロギ―』 校倉書房

【中文】

- 王 夢鷗 一九七六 『礼記校證』 芸文邦書館
- 王 夢鷗 一九八一 『礼記月令校讀後記』、孔孟学說叢書 『三礼論文集』 所収
- 王子今・趙昆生 二〇〇一 『尹湾《集簿》、春種樹解』、『歷史研究』 二〇〇一―一
- 邢 義田 一九九八 『月令與西漢政治―從尹湾集簿中的「以春令成戶」說起』、『新史学』 九―一
- 邢 義田 二〇〇五 『月令與西漢政治再議―對尹湾簡「春種樹」和「以春令成戶」的再省思』、『新史学』 一六―一
- 謝 桂華 一九九七 『尹湾漢墓新出《集簿》考述』、『中国史研究』 二
- 李 成珪 二〇〇二 『虚像的太平：漢帝国之瑞祥與上計的造作―從尹湾簡牘《集簿》的分析說起―』、『國際簡牘学会会刊』 四
- 楊 振紅 二〇〇四 『月令与秦漢政治再探討―兼論月令源流』、『歷史研究』 三
- 中国文物研究所・甘肅省文物考古研究所編 二〇〇一 『敦煌懸泉月令詔條』 中華書局

註

- (1) 『礼記』月令引『三礼目錄』には「按鄭目錄云、名曰月令者、以其記十二月政之所行也」とある。また蔡邕『明堂月令論』には「月令篇名曰、因天時、制人事、天子發號施令、命神受職。每月異禮。故謂之月令。所以順陰陽、奉四時、効氣物、以王政也。成法備各從時月、藏之明堂。所以示承祖考、神而明。明不敢泄泄瀆之義。故以明堂冠以名」とある。

り、明堂において天子が行う政務として月令は位置づけられている。

(2) 『管子』四時篇「管子曰令有時」。

(3) 以下本稿において、月令書と呼ぶものは、『呂氏春秋』十二紀、『淮南子』時則訓、『礼記』月令を指す。

(4) 『礼記』祭法注引明堂月令には「明堂月令春曰其帝大昊、其神句芒。夏曰其帝炎帝、其神祝融。中央曰其帝黄帝、其神后土。秋曰其帝少昊、其神蓐收。冬曰其帝顓頊、其神玄冥」とあり、五帝五神とその方が挙げられる。この五帝五神は明堂に祭られる。

(5) 『史記』秦始皇本紀二十六年条に「臣等昧死上尊號、王為秦皇、命為制、令為詔」とある。

(6) 『集簿』の「春令以成戸」及び「春種樹」の解釈をめぐることは、謝桂華一九九七、邢義田一九九八、王子今・趙昆生二〇〇一、楊振紅二〇〇四らの研究がある。

(7) 邢義田氏は、楊振紅二〇〇四での批判をうけて、再稿を提出されている(邢義田二〇〇五参照)。

(8) 文帝期の詔勅のうち、時令思想との関係が窺えるものは、内容から大きく次のように分けることができる。①春三月に出される詔勅。②饑寡孤独窮困の救済に関する詔勅。③養老に関する詔勅。④天子の籍田儀礼に関する詔勅。⑤「除田租」など税免除に関する詔勅。⑥閔梁の整備、山沢管理などに関する詔勅。⑦孝悌力田に関する詔勅。『管子』禁蔵篇では、「当春三月、秋室廣造、鑛燧易火、杼井易水、所以去茲毒也。……癸五正(政)、赦薄罪、出拘民、解仇讎、所以建時功施生殺也」とあり、春三月を春季の令の施行する月とし、春季の五つの政令等を行うことで、農業の功績を挙げるべきことが記される。この禁蔵篇で挙げられる春三月の規定と、上記①～⑦の内容との合致が多くみられることから、文帝期の詔勅には、こうした時令思想の影響がある程度窺われる。

(9) 『漢書』食貨志に「錯復奏言、『陛下幸使天下入粟塞下以拜爵、甚大惠也。竊恐塞卒之食不足用大漑天下粟。邊食足以支五歲、可令人粟郡縣矣。足支一歲以上、可時赦、勿收農民租。如此、德澤加於萬民、民・勤農。時有軍役、若遭水旱、民不困乏、天下安寧、歲孰且美、則民大富樂矣。』上復從其言、乃下詔賜民十二年租稅之半。明年、遂除民田之租稅」

とある。

(10) 『漢書』文帝紀に「十三年……六月、詔曰『農、天下之本、務莫大焉。今廩身從事、而有租稅之賦、是謂本末者無以異也、其於勸農之道未備。其除田之租稅。賜天下孤寡布帛絮各有數』」とある。

(11) 楊振紅二〇〇四参照。

(12) 睡虎地秦簡田律には「春二月、毋敢伐材木山林及墮隄水。不夏月、毋敢夜草爲灰、取生荔、靡卵殼、毋□□□□□□毒魚鱉、置罨網、到七月而縱之。唯不幸死而伐棺槨者、是不用時。邑之近邑及它禁苑者、靡時毋敢將大以之田。百姓犬入禁苑中而不迫獸及捕獸者、勿敢殺、其迫獸及捕獸者、殺之。河(阿)禁所殺犬、皆完入公、其它禁苑殺者、食其肉而入皮」(『秦律十八種』4-7)との規定がみられる。

(13) 『管子』輕重己篇の内容と同様に冬至を始めとして五区分に分けるという形式は、『春秋露路』治水五行篇及び『淮南子』天文訓に類似の形式がみられる。金谷一九八三参照。

(14) 『管子』輕重己篇は、「清神生心、心生規、規生矩、矩生方、方生正、正生曆、曆生四時、四時生万物。聖人因而理之、道備矣」という文章で始まり、聖人の道が行われる拠り所として四時の行事が挙げられる。以下、四時の規定事項は、「天子之(春令、夏禁、秋計、冬禁)」と表現される。

(15) 注(4)において、『管子』禁蔵篇の「春三月」の規定と、文帝期の詔勅との関係について示唆したが、金谷一九八三によれば、禁蔵篇の成立も戦国最末期から秦漢頃と考えられ、それ程古い時期の成立ではないだろう。「当春三月」に続く文章に、「故德莫若博厚、使民死之。賞罰莫若必成、使民信之」とあり、民を思いやり、信賞必罰に則った行いが君主には求められるということが挙げられている。「当春三月」以降の時令に関しての記述では、夏秋冬についての詳細が省略されている。これは生産Ⅱ富を主張する法家の理論において、春季の生産Ⅱ農業が重視されたことから、春季が強調されたと考えられる。文帝期の詔勅には、こうした法家思想に取り込まれた時令思想の影響が垣間見られる。このことから、漢初においては、こうした時の規定は、古来より行われてきた十二ヶ月ごとに天子が行うべき行事としての認識は薄かったのではない

かと考える。

(16) 例えば、『漢書』高帝紀上には「二月癸未、令民除秦社稷、立漢社稷、施恩德、賜民爵」とあり、春期に民に恩德を施すという行為が行われている。

(17) 天子の籍田親耕については、『管子』の春令の規定にはみえず、『呂氏春秋』十二紀、『淮南子』時則訓、『礼記』月令などの月令書に、孟春の行事として記されていることに依っている。しかしながら、これら月令書の内容は相互補充の関係にあり、特に『呂氏春秋』十二紀、『礼記』月令に関しては現存の体裁での成書時期に諸説あるため(鳥一九七一、王夢鷗一九七〇、一九八一など参照)、これらの記述から一概に天子の籍田親耕と時令とを結びつけることはできないだろう。

(18) 『漢書』文帝紀に「朕親率天下農耕以供粢盛、皇后親桑以奉祭服、具具礼儀」とある。皇后の親桑は、月令書では季春の候に行われる。籍田親耕は孟春の行事とされているから、二月(仲春)にこれらの行事が行われているのは、月令にそぐわない。これは、文帝期の詔勅が、厳密な月ごとの時令の施行ではなく、勸農を主とした政策であったことを示しているといえよう。

(19) 『漢書』食貨志に「於是上感誼言、始開籍田、躬耕以勸百姓」とある。

(20) 『管子』牧民篇に「倉廩実則知礼節、衣食足則知榮辱」とある。

(21) 『漢書』食貨志に「夫積貯者、天下之大命也」とある。

(22) 『呂氏春秋』上農篇には「后稷曰、所以務耕織者、以為本教也。是故天子親率諸侯、耕帝籍田。大夫士皆有功業。是故當時之務、農不見于國、以教民尊地産也。后妃率九嬪、蠶於郊、桑於公田。是以春秋冬夏皆有麻桑絲繭之功、以力婦教也。是故丈夫不織而衣、婦人不耕而食、男女貿功以長生。此聖人之制也」とある。この上農篇では、農時に適した農業を行うべきことが主張される。特に、農事期に農業の妨げとなることを禁止し、さらに四時の禁を促すという内容は、前漢の勸農政策の方針と合致しているといえよう。渡辺二〇〇四では、上農篇が荀子の思想を基軸としていることが指摘されていることから、こうした籍田親耕の記事は戦国末には存在したことがわかる。『国語』周語には、立春の日に言うという記事が載せられているが、その他の史料において籍田親耕を

孟春の行事として示す明確な史料は確認できない。上農篇では、農時を行うべき時節ということが強調されていることから、漢初において、籍田親耕は農時＝春季に行われる象徴的行事として認識されていたと考えられる。また、鼂錯の上奏文には、「聖王在上而民不凍飢者、非能耕而食之、織而衣之也、為開其資財之道也」とあり、これは『呂氏春秋』上農篇の「是故丈夫不織而衣、婦人不耕而食、男女貿功以長生。此聖人之制也」の文章と通じる。このことから、文帝期の籍田親耕＝皇后親桑は、男女が均しく農業に従事するという理想的な農業体制を、皇帝皇后が体现することで、勸農を強調した象徴的行為と考えられよう。

(23) 『漢書』食貨志には、賈誼の上奏文中に「民不足而可治者、自古及今、未之嘗聞。古之人曰、一夫不耕或受之饑、一女不織或受之寒。生之有時而用之、亡度則物力必屈、古之治天下至纖至悉也」とあり、また『呂氏春秋』愛類篇には神農の教えとして「士有当年而不耕者、則天下或受其饑矣。女有当年而不績者、則天下或受其寒矣。」故身躬耕、妻親績、所以見致民利也」と述べられることから、賈誼の言はこうした思想を背景としていることがわかる。

(24) 『周礼』天官甸師引鄭玄注には「王以孟春躬耕帝籍。天子三推、三公五推、卿諸侯九推、庶人終於千畝、庶人謂徒三百人。籍之言借也。王一耕之、而使庶人芸芋終之」とあり、鄭玄の考える天子の籍田親耕は、王みずから民と一緒に農耕を行うというのではなく、王ははじめに一耕するのみである。これは、『漢書』芸文志の農家の項に、「及鄙者為之、以為無所事聖王、欲使君臣並耕、諄上下之序」とある君臣の職分の別を唱しているのと同じ認識であり、経学的認識といえるだろう。籍田の礼は、唐代においては重要な儀礼の一つとなっていることから(金子二〇〇六)、文帝期の例が一つの模範となつて、その後、籍田の礼が皇帝祭祀儀礼として定着していったことが考えられる。

(25) 『漢書』昭帝紀には「元平元年春二月、詔曰『天下以農桑為本。日者省用、罷不急官、減外繇、耕桑者益衆、而百姓未能家給、朕甚愍焉。其減口賦錢』」とあり、農桑が國家の根本を支えるものであるという。

(26) 『漢書』宣帝紀には「(本始)四年春正月、詔曰『蓋聞農者興德之本也。今歲不登、已遣使者振貸困乏。其令太官損膳省宰、樂府減樂人、使

婦就農業。丞相以下至都官令丞上書入穀、輸長安倉、助貸貧民。民以車船載穀入闕者、得毋用傳」とある。

(27) 例えば、『商君書』墾令篇では、山沢への出入りの制限などについて議論されているが、それは生活の糧となる商品の源である山沢への出入りを制限することで、農業の推進を図ったものである(好並一九九四参照)。

(28) 李成珪二〇〇二では、宣帝期以降、皇帝の徳が教化された世を現出するために、帳簿上の操作が行われていた例がみられることを指摘している。

(29) 宣帝期以降「主四時」の行為が重視されたことについては、拙稿二〇〇六参照。

(30) 例えば、『呂氏春秋』孟春紀には、「王布農事、命田舍東郊、皆修封疆、審端徑術、善相丘陵阪險原隰、土地所宜、五穀所殖、以教道民、必躬親之」とある。

(31) 成帝陽朔二年の詔勅には「二年春、寒。詔曰『……其務順四時月令』」(『漢書』成帝紀)とある。『漢書』李尋伝には、「故古之王者、尊天地、重陰陽、敬四時、敵月令。順之以善政、則和氣可立致、猶枹鼓之相應也。今朝廷忽於時月之令、諸侍中尚書近臣皆令通知月令之意、設群下請事、若陛下出令有謬於時者、當知爭之、以順時氣」とあり、月令を遵守することが為政者には求められるとする。

(32) 楊振紅二〇〇四では、『淮南子』の史料についての考察から、月令書には現実には則した時令が適宜取り入れられていったとし、秦漢の田律や前漢の詔勅等もすべて月令として組み込まれていくと述べている。が、楊氏がいう「月令」は、時令思想の発展の中で考えられる広義での月令の解釈にとどまっている。

(33) 「定令」「著令」「具為令」「著於令」「定著令」「定著於令」「著以為令」などの著令文言については、中田薫氏が、令典に組み入れられることを示す文言であるとした見解が長く定説とされてきたが、近年の研究では、著令文言の有無をもって、ただちに令典の存在と結びつけることはできないという見解が示されている。中田一九五一、中田一九五二、滋賀一九七七、大庭一九八二、富谷二〇〇〇、宮宅一九九五、宮宅

二〇〇四、榎山二〇〇六等参照。

(34) 『後漢書』肅宗章帝紀に「方春東作、恐人稍受粟、往來煩劇、或妨耕農。……」とある。

(35) 上田一九八三では、後漢になると月令を典拠として救恤政策が行われ、行事化していくことが指摘されている。「秋令」の規定については、『呂氏春秋』仲秋紀に「是月也、養衰老、授几杖、行糜粥飲食」とある。

(36) 『四時月令詔條』において用いられている「聖帝明王」等の語彙から、劉向・劉歆父子の思想が反映されていることが推測される。劉歆は、元始元年に月令施行の最高責任者である羲和官に就任していることから、『四時月令詔條』には劉歆らの經学的觀念が影響していると考えられる。『敦煌懸泉月令詔條』参照。